

〔I〕 次の文を読んで、問いに答えなさい。

地方公共団体の組織および運営について、^(a)日本国憲法第（ 1 ）条は、「地方自治の（ 2 ）に基づいて、法律でこれを定める」と規定しているが、この（ 2 ）には、地域の住民が自立した分権的組織をつくる（ 3 ）と、その組織の運営に住民が参加し自治を行う（ 4 ）の二つの側面がある。実際の地方自治においては、イギリスの政治学者である（ 5 ）が「地方自治は民主主義の学校」と述べたように、住民が^(b)身近な地域の問題に取り組む場合においても、国政以上に民主主義が反映される。例えば地方自治には、国政と違って、条例や^(c)議会、首長などに対する住民の^(d)直接請求権が認められている。

地方自治を拡大する地方分権の動きは、近年高まりを見せている。2000年に施行された（ 6 ）法は、地方公共団体の自主裁量を広げることを目的としており、機関委任事務の廃止などの^(e)事務の再編が進められた。このような施策により国と地方公共団体の立場が対等な関係に近づくとともに、「（ 7 ）の減額、（ 8 ）の見直し、税源移譲」を目ざすいわゆる「三位一体の改革」によって、地方の経済的自立が強く求められるようになった。

しかし、地方公共団体の財政は長く続いた不況や少子高齢化によって、逼迫した状況が続いている。地方税などの自主財源は、歳入全体のおよそ5割程度でしかない。残りは義務教育や道路建設など使途が指定されている（ 7 ）や、財政格差を是正するための（ 8 ）が占めており、中央への依存状態が続いているといえる。このような^(f)地方財政を再建し、それぞれの地域の实情に即した取り組みが望まれている。

問1 空欄（ 1 ）～（ 8 ）に最も適するものをア～テの中からそれぞれ一つ選び、その記号を記入しなさい。

ア 団体自治	イ 公共自治	ウ 地方分権推進	エ 地方分権一括
オ ブラクトン	カ 住民自治	キ 66	ク 92
ケ 96	コ 趣旨	サ 本旨	シ 原則
ス 地方債	セ ダイシー	ソ 監査	タ 消費税
チ 国庫支出金	ツ ブライス	テ 地方交付税交付金	

問2 下線部(a)について、日本国憲法第95条では、特定の地方公共団体のみに適用される法律について住民投票の制度が規定されている。一方、全国の地方公共団体ではさまざまな場面で住民投票が実施されるようになってきているが、このような住民投票を何というか。カタカナで答えなさい。

問3 下線部(b)について、スウェーデンで初めて設けられた、住民の苦情の申し立てを受け付ける行政監察官を何というか。カタカナで答えなさい。

問4 下線部(c)について、議会や首長の説明として**適当でないもの**をア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。

ア 議会は首長の不信任決議権をもっている。

イ 首長は議会の決定に対する拒否権をもつが、議会の解散権はもっていない。

ウ 行政委員会は首長の管轄下にあるが、職権を行使するときにはその監督を受けない。

エ 首長も議会も、住民の直接選挙によって選出される。

問5 下線部(d)について、直接請求の内容と、必要な署名数や提出先の説明として適するものをア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。なお、有権者が40万人以下の地方公共団体の場合とする。

ア 条例の改廃の請求は、有権者の3分の1以上の署名を議会に提出し、住民投票で過半数の同意があると、条例の改廃が行われる。

イ 事務監査の請求は、有権者の50分の1以上の署名を首長に提出し、議会に付議されて議員の過半数の同意があると、事務監査が行われる。

ウ 首長の解職請求は、有権者の3分の1以上の署名を選挙管理委員会に提出し、住民投票で過半数の同意があると、その首長は解職される。

エ 副知事の解職請求は、有権者の50分の1以上の署名を選挙管理委員会に提出し、住民投票で過半数の同意があると、その副知事は解職される。

問6 下線部(e)について、再編された事務のうち、本来は国が果たすべき役割を法令に基づいて地方公共団体が執行する事務を何というか。漢字六文字で答えなさい。

問7 下線部(f)について、近年の地方の実情や取り組みの説明として**適当でないもの**をア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。

ア 市町村合併によって、地方議員の数を減らし、公共施設をまとめることで経費削減を達成した地方公共団体もある。

イ グローバル化によって、現在は全国の中小企業が企業数全体の50%まで低下しており、地場産業の衰退に拍車をかけている。

ウ 65歳以上の高齢者が人口の半数以上であり、共同体の維持が困難になっている村落を限界集落といい、中山間地域で増加している。

エ 広域連合とは、消防や上下水道などの公共サービスを共同で実施し、経費を抑えようとする取り組みである。

〔Ⅱ〕 次の文を読んで、問いに答えなさい。

社会保障は、個人の責任では救済できない人々を、国家や社会全体で救済する仕組みである。社会保障の先駆けは、1601年に制定されたイギリスのエリザベス救貧法であり、国家が恩寵的に救済する制度であった。また、1883年にドイツのビスマルクによって制定された(1)は、高まっていた労働運動の鎮静化も目的としていたが、世界最初の社会保険であった。さらに、1935年にアメリカで制定された(2)は、世界恐慌後の景気回復政策の一環であり、失業対策など特定層への支援が中心であった。

国民全体を対象とする最初の社会保障制度は、1942年にイギリスで提出された(3)に基づく制度で、「ゆりかごから墓場まで」というスローガンに見られるように、国家が国民全員に、^(a)最低限度の生活水準を保障することを目ざしていた。この制度は社会保障制度の模範とされ、^(b)国際労働機関や国際連合のはたらきもあり、第二次世界大戦後に各国で実現されていく。

日本における本格的な社会保障制度の確立は、戦後の復員者と失業者の救済から始まった。その後、関連法の制定が進み、国民健康保険法の改正と国民年金法の制定を経て1960年代の前半に(4)が実現した。現在の日本の社会保障制度のうち、社会保険には、^(c)年金保険、^(d)医療保険、雇用保険、労災保険、介護保険がある。このうち介護保険は、高齢者が能力に応じて、^(e)自立した普通の生活が営めることを目的としており、(5)歳以上の人々から保険料を徴収する。この制度によって介護が必要な高齢者の多くは、一定の所得がある場合以外には本人の(6)の負担で、介護サービスの利用ができる。

社会保険以外の社会保障としては、生活困窮者に対して国が公費で一定水準の生活を保障する(7)、障がい者など社会的に弱い立場の人々に対してサービスを提供する(8)、感染症予防など国民の健康を保持・増進する公衆衛生がある。歴史とともに整備されてきた社会保障であるが、^(f)急速な少子高齢化が進む中で、国民生活の安定をどこまで保障できるのか議論が必要である。

問1 空欄(1)～(8)に最も適するものをア～テの中からそれぞれ一つ選び、その記号を記入しなさい。

- | | | | | | | | |
|---|-----------|---|-----------|---|------|---|-------|
| ア | ベバリッジ報告 | イ | 救護法 | ウ | 1割 | エ | 福祉元年 |
| オ | 社会保障法 | カ | ニューディール政策 | | | キ | 恤救規則 |
| ク | 国民保険法 | ケ | 40 | コ | 30 | サ | 20 |
| シ | 国民皆保険・皆年金 | ス | 公的扶助 | セ | 生命保険 | ソ | 5割 |
| タ | 3割 | チ | 社会福祉 | ツ | 災害保険 | テ | 疾病保険法 |

- 問2 下線部(a)について、これをカタカナで答えなさい。
- 問3 下線部(b)について、1944年に国際労働機関によって社会保障の国際的原則が示された宣言として適するものをア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。
- ア フィラデルフィア宣言 イ ジュネーブ宣言
ウ ヘルシンキ宣言 エ 世界人権宣言
- 問4 下線部(c)について、年金制度の説明として**適当でないもの**をア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。
- ア 基礎年金とは、国民に共通して適用される年金のことであり、民間雇用者や公務員はこの上に厚生年金保険が上乗せされる。
- イ 現在の日本では、現役世代に自分が支払った保険料を、老後に年金として受け取る賦課方式が採用されている。
- ウ 確定拠出年金は、企業や加入者が、一定の方式で保険料を拠出し、その運用の結果に応じて年金給付額が決まる。
- エ マクロ経済スライドが導入されることで、年金の給付水準が、人口減少や平均余命の伸びを勘案しながら、自動的に減額されるようになった。
- 問5 下線部(d)について、2008年に改正された医療制度で被保険者とされる75歳以上の高齢者のことを何というか。**漢字五文字**で答えなさい。
- 問6 下線部(e)について、高齢者や障がいをもつ人たちが、そうでない人々と同じような生活を送ることができる社会を目ざす考え方を何というか。**カタカナ**で答えなさい。
- 問7 下線部(f)について、2017年現在の日本の少子高齢化の現状の説明として適するものをア～エの中から一つ選び、その記号を記入しなさい。
- ア 政府の一般会計歳出のうち、社会保障関係費は国債費について2番目に多い。
- イ 日本は人口減少社会に突入しており、現在の総人口は1億人を下回っている。
- ウ 合計特殊出生率は、2005年に1.26となったが、現在はおよそ1.4である。
- エ 総人口に占める65歳以上の割合は40%を越えており、15歳未満の割合は10%を切っている。

〔Ⅰ〕

	1	2	3	4	5	6	7	8
問 1								
問 2								
問 3								
問 4								
問 5								
問 6								
問 7								

〔Ⅱ〕

	1	2	3	4	5	6	7	8
問 1								
問 2								
問 3								
問 4								
問 5								
問 6								
問 7								